



# 埼玉県報

第 2 5 8 2 号  
平成 2 6 年 4 月 4 日  
金 曜 日

## 目 次

### 告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [平成20年埼玉県告示第491号の一部を改正する告示\(共助社会づくり課\)](#)
- [土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定\(水環境課\)](#)
- [土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定\(水環境課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [清算法人種足野通川土地改良区の清算人退任届\(加須農林振興センター\)](#)
- [清算法人種足野通川土地改良区の役員退任届\(加須農林振興センター\)](#)
- [大里用水土地改良区の土地改良事業計画変更認可申請の適否決定及び変更後の土地改良事業計画書の写しの縦覧\(農村整備課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(熊谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(熊谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [埼玉県教育委員会定例会の招集\(教委・総務課\)](#)

## 告 示

埼玉県告示第五百六十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年四月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十六年三月二十七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ジョイライフさやま
- 三 代表者の氏名  
久保田 慎三郎
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県狭山市中央一丁目四十三番十一号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、広く市民を対象として、荒廃した竹林、旧耕田等の整備を通じて、子どもや高齢者が集える、ふるさと再生等事業を行い、住民に身近な自然環境・景観の維持保全を図ることで自然と人間が共生できる社会の実現に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第五百六十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年四月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十六年三月三十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
NPO法人加須ふれあいセンター
- 三 代表者の氏名  
富澤 トシ子
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県加須市正能十一番地五
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、東日本大震災及び福島第一原子力発電所（東京電力）の事故により、避難を余儀なくされた福島県双葉郡双葉町及びその周辺区域の人々に心と生活の支援を行うことにより、復興の手助けをし、これからの心と生活の健全化に寄与することを目的とする。

## 告 示

### 埼玉県告示第五百六十四号

平成二十年埼玉県告示第四百九十一号（特定非営利活動促進法の規定による縦覧の場所及び特定非営利活動促進法の施行に関する条例の規定による閲覧の場所について）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十六年四月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

第二号の表の上欄中「さいたま市」の下に「及び志木市」を加え、「在する」を「存する」に改め、「志木市」の下に「（同市の区域内のみに事務所が存する特定非営利活動法人を除く。）」を加え、「鶴ヶ島市」を「鶴ヶ島市」に、「蓮田市」を「蓮田市」に改め、「幸手市」の下に「、白岡市」を加え、「、同郡白岡町」を削る。

## 告 示

### 埼玉県告示第五百六十五号

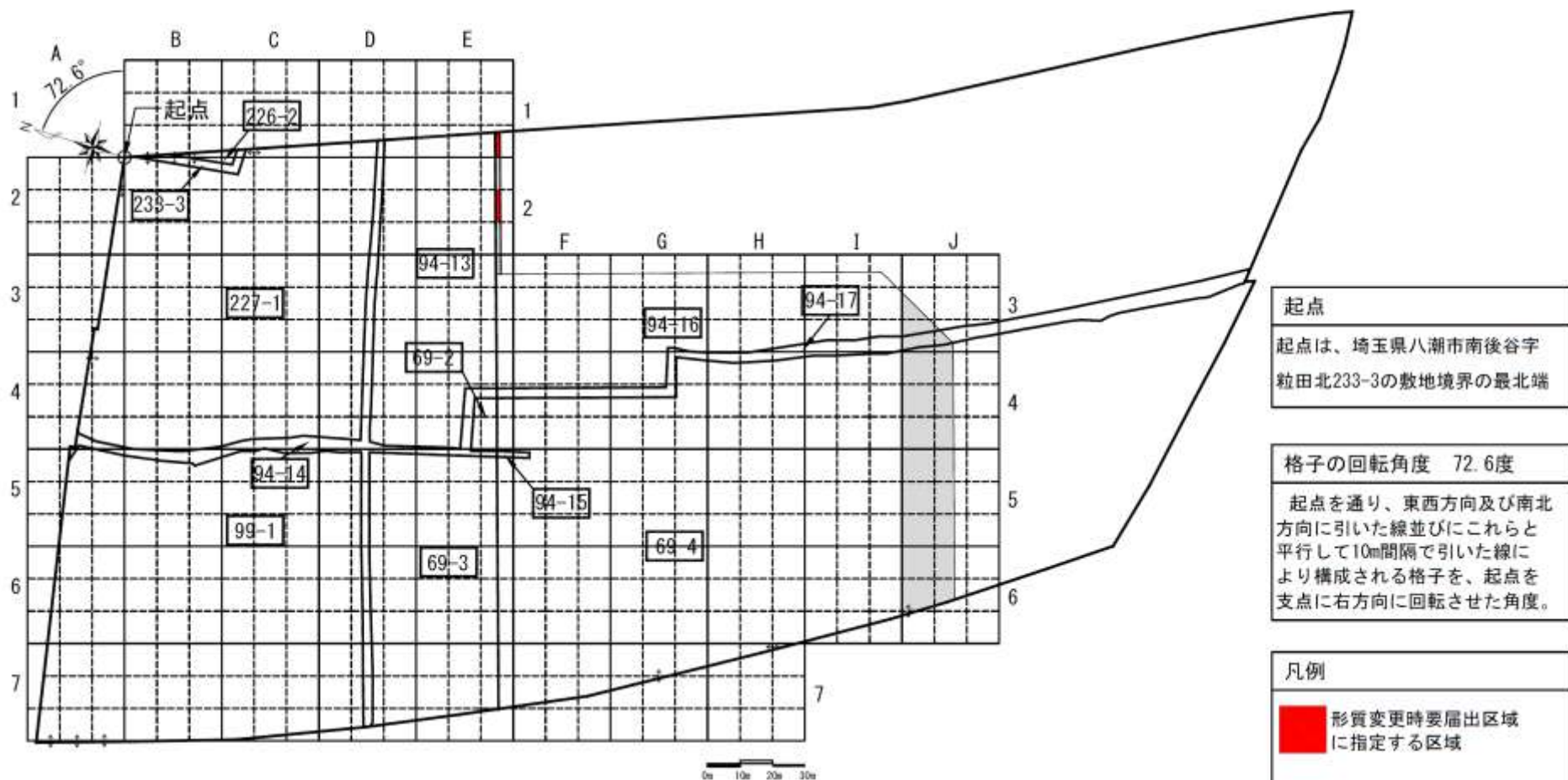
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成二十六年四月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域  
別図のとおり（埼玉県八潮市大字南後谷字粒田北六十九番四の一部、九十四番十六の一部、九十四番十七の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
ふっ素及びその化合物
- 三 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物
- 四 土壤汚染対策法施行規則第五十八条第四項第九号に該当する区域  
別図のとおり（埼玉県八潮市大字南後谷字粒田北六十九番四の一部、九十四番十六の一部、九十四番十七の一部）

# 別図



**起点**  
 起点は、埼玉県八潮市南後谷字  
 粒田北233-3の敷地境界の最北端

**格子の回転角度 72.6度**  
 起点を通り、東西方向及び南北  
 方向に引いた線並びにこれらと  
 平行して10m間隔で引いた線に  
 より構成される格子を、起点を  
 支点に右方向に回転させた角度。

- 凡例**
- 形質変更時要届出区域  
に指定する区域
  - 自然由来特例区域に  
指定する区域

□ は「八潮市大字南後谷字粒田北」以降に続く地番を表します

## 告 示

### 埼玉県告示第五百六十六号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成二十六年四月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

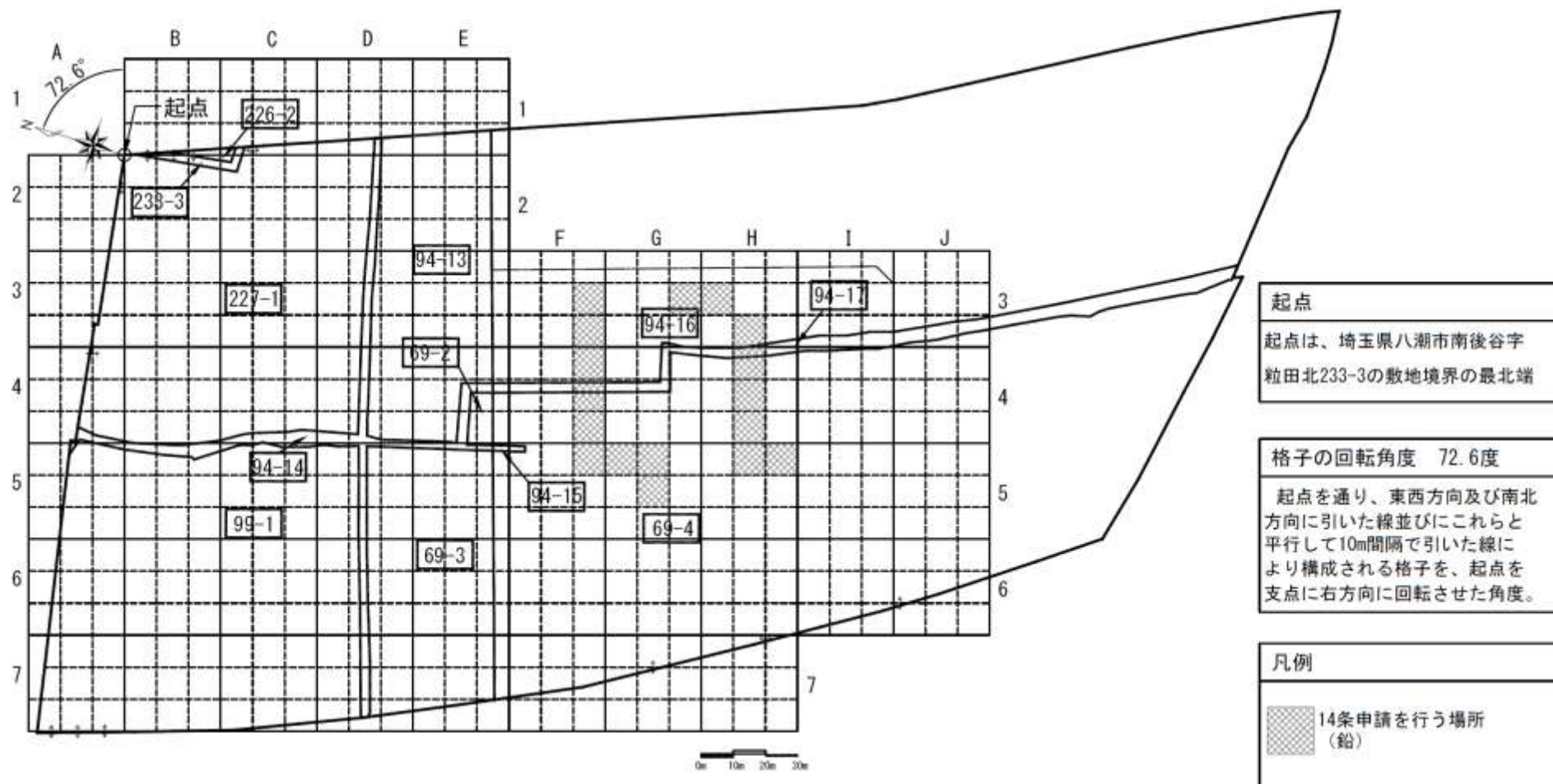
#### 一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県八潮市大字南後谷字粒田北六十九番4の一部、九十四番十六の一部、九十四番十七の一部）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類


鉛及びその化合物


# 別図



**起点**  
 起点は、埼玉県八潮市南後谷字  
 粒田北233-3の敷地境界の最北端

**格子の回転角度 72.6度**  
 起点を通り、東西方向及び南北  
 方向に引いた線並びにこれらと  
 平行して10m間隔で引いた線に  
 より構成される格子を、起点を  
 支点に右方向に回転させた角度。

**凡例**  
 14条申請を行う場所  
 (鉛)

 は「八潮市大字南後谷字粒田北」以降に続く地番を表します



# 告 示

埼玉県告示第五百六十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する

平成二十六年四月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

日本ファイルコン若狭南ビル

埼玉県所沢市若狭一丁目二千六百十七番地一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時から午後九時

（変更後）午前六時三十分から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時三十分から午後九時三十分

（変更後）午前六時から午後九時三十分

ハ 変更年月日

平成二十六年四月二十一日

ニ 届出年月日

平成二十六年三月二十日

二 縦覧期間

平成二十六年四月四日から平成二十六年八月四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十六年四月四日から平成二十六年八月四日まで

□ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

## 埼玉県告示第五百六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、平成二十五年十一月二十六日解散認可した加須市種足野通川土地改良区から清算人を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十六年四月四日

埼玉県知事 上田清司

清算人の氏名及び住所

氏名	住所
吉田 和雄	埼玉県加須市上種足千三百五番地
根岸 榮一	同 中種足九百八十四番地
肥留川 宏一	同 鴻巣市郷地二千六百十五番地
中島 茂	同 笠原七百八十五番地三
森田 久	同 同 千九百五十四番地
高橋 保雄	同 同 二千四百三十六番地
笹本 清	同 同 二千五百一番地一
岩崎 好男	同 同 二千百九十四番地二
木村 政吉	同 同 千六百四十四番地
笹本 始	同 同 郷地四百七十一番地二
山壁 好男	同 同 久喜市菖蒲町小林三千百十六番地
黒巢 宇吉	同 同 鴻巣市境三百八十二番地
墓 祀夫	同 同 加須市下種足三十六番地
加藤 保夫	同 同 同 五百三番地
松村 廣司	同 同 中種足二千百九十八番地
谷部 美知雄	同 同 同 千四番地
柿沼 邦夫	同 同 同 六十九番地
新井 武夫	同 同 同 千三百十八番地
福田 彌一	同 同 同 二千六百六十三番地
石川 幸作	同 同 同 上種足千二百四十一番地
藤井 浩一	同 同 同 千四百十三番地
野口 勝司	同 同 同 千四百六十五番地一
柿沼 昭次	同 同 同 千六百七十六番地
栗原 成志	同 同 同 三千六十八番地

渡邊直美  
細野安一

埼玉県加須市中種足三千三百四十二番地  
同上種足三千三百十五番地

## 告 示

### 埼玉県告示第五百六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、清算法人種足野通川土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成二十六年四月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏名	住 所
監事	野 口 清 壽	埼玉県加須市上種足千四百六十八番地
同	中 根 眞 石	同 鴻巣市郷地百三十四番地
同	小 川 保 夫	同 加須市中種足六百九十一番地一

# 告 示

埼玉県告示第五百七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、大里用土地利用区からの土地改良事業（維持管理事業）計画の変更認可申請を平成二十六年一月十六日適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、及び当該決定に係る変更後の土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年四月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 縦覧期間

平成二十六年四月七日から

平成二十六年五月八日まで

## 二 縦覧場所

熊谷市役所

行田市役所

深谷市役所

# 告 示

埼玉県告示第五百七十一号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

平成二十六年四月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇二二 一一 一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県入間郡毛呂山町大字葛貫字田中前九百四十四番一 他四十一筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 一万一千三百十二・九九立方メートル

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年四月四日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘

裕子

## 一 許可番号

平成二十五年十一月二十一日

指令川建セ第二五 一 八号

## 二 検査済証番号

平成二十六年三月二十八日

川建セ第二五 一六八号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字今宿字仮宿一 番三、一 番五

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

滋賀県長浜市小堀町九八番地一

藤村英雄



# 告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年四月四日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 井野良明

一 許可番号

平成二十五年七月四日

指令熊建セ第〇八二五〇〇〇一〇号

二 検査済証番号

平成二十六年三月二十六日

熊建セ第百六十九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県大里郡寄居町大字藤田字道下三百十四番、三百十五番、三百十六番一、三百二十一番二、三百二十二番一、四、五、三百二十三番三、三百三十三番三、三百三十六番、三百三十七番一、二、三百三十九番、三百四十番、三百四十一番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県大里郡寄居町大字藤田百七十九 一  
社会福祉法人埼玉療育友の会 理事長 小林 實

# 告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年四月四日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 井野良明

## 一 許可番号

平成二十五年十二月十二日

指令熊建セ第〇八二三〇〇〇二二号

## 二 検査済証番号

平成二十六年三月二十八日

熊建セ第三百七十号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県児玉郡上里町大字神明林八百八十八番三、八百九十一番二、八百九十二番三、八百九十三番三、八百九十四番三、八百九十五番三、八百九十六番二、八百九十七番二、八百九十八番二、八百九十九番二、九百番二、九百五番三、九百六番三、九百七番三、九百八番二、九百九番二、九百十番三、九百十一番一、九百十二番二、九百十三番二、九百十四番三、九百十五番二、九百十六番二、九百十九番二、九百二十番三、九百二十一番二、九百二十二番四、九百二十三番三、九百二十四番三、九百二十五番三、九百二十六番三、九百二十七番三、九百二十八番三、九百二十九番三、九百三十番二、九百三十一番四、九百三十二番三

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県児玉郡上里町大字七本木五千五百十八

上里町土地開発公社 理事長 関根 孝道

## 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年四月四日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内 藤 知行

### 一 許可番号

平成二十六年三月二十六日

指令越建セ第二五〇〇四三二号

### 二 検査済証番号

平成二十六年三月二十八日

越建セ第五八九一七号

### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字堤根字前島四千百二十八番六、四千百二十八番七

### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字本郷九百六十九番地二 ウィンヒルズ *D*二〇二号  
室

岡田 武

# 告 示

## 埼玉県教委告示第十二号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十六年四月四日

埼玉県教育委員会委員長 千葉 照 實

### 一 日時

平成二十六年四月十日 午前十時

### 二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

### 三 議題

- イ 埼玉県いじめ問題調査審議会委員の任命について
- ロ 県西南部地域特別支援学校（仮称）の設置について
- ハ 平成二十六年度埼玉県教科用図書選定審議会委員の任命について
- ニ 平成二十六年度埼玉県教科用図書選定審議会に対する諮問事項について
- ホ その他